

北海道告示第10638号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月20日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その6)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 農地耕作条件改善事業 地域計画を策定した区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換、輸入依存作物の増産、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病害虫対策を推進し、農業競争力の強化を図るための計画策定や基盤整備等の取組に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区連合会 農地中間管理機構 土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織 農業委員会（ただし、補助対象経費欄の1の（2）のサに掲げるものに限る。） 農業法人等</p>	<p>市町村、土地改良区、農業協同組合等が、農地耕作条件改善事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は併せて行う活動に要する経費 1 地域内農地集積型 （1）定額助成 ア 田の区画拡大 イ 畑の区画拡大 ウ 暗渠排水 エ 湧水処理 オ 末端畑地かんがい施設 カ 土層改良（客土・除礫） キ 更新整備 ク 畑作転換工 ケ 条件改善推進費 （2）定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道等 カ 農地造成 キ 農用地の保全 ク 営農環境整備支援 ケ 管理省力化支援 コ 品質向上支援 サ 条件改善促進支援 シ 指導 ス 農地整備・集約推進費 ※（1）のケ、（2）のコ～スを実施する場合、（1）のア～クもしくは（2）のア～ケのいずれかを実施しなければならない。 2 高収益作物転換型 1に掲げるもの及び （1）定額助成 ア 高収益作物転換推進費 イ 新植・改植支援 ウ 幼木管理支援 エ 経営継続発展支援 オ 園芸作物モデル産地形成支援</p>	<p>別記1のとおり</p> <p>100分の50以内、ただし、営農用水を除き（2）アを実施するものにあっては、100分の64以内（別記2に掲げる場合にあっては、100分の55以内、ただし、営農用水を除き（2）アを実施するものにあっては、100分の69以内）</p> <p>100分の7.5以内</p> <p>別記1のとおり</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 農政第185号様式</p>	<p>農政第31号様式 農政第105号様式から農政第107号様式 農政第109号様式から農政第112号様式その1まで 農政第113号様式 農政第185号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

		<p>(2)定率助成 ア 小規模園地整備 イ 高収益作物導入支援 ウ 高付加価値農業施設支援 エ 機械作業体系導入支援 オ 労働生産性向上技術導入支援 カ 高収益作物導入促進費 キ 高収益作物導入推進費 ※ (1)のア～オ、(2)のイ～キを実施する場合、1の(1)のア～クもしくは1の(2)のア～ケ、2の(2)のアのいずれかを実施しなければならない。</p>	<p>100分の50以内 (別記2に掲げる場合)にあっては、100分の55以内)</p> <p>100分の12.5以内 100分の7.5以内</p>				
	3	<p>スマート農業導入推進型 1に掲げるもの及び (1)定率助成 スマート農業導入支援</p>	<p>100分の50以内 (別記2に掲げる場合)にあっては、100分の55以内)</p>				
	4	<p>病害虫対策型 1に掲げるもの及び (1)定額助成 ア 土層改良(反転耕・混層耕・堆肥施用・明渠排水)</p>	<p>別記1のとおり</p>				
	5	<p>水田貯留機能向上型 1に掲げるもの</p>					
	6	<p>土地利用調整型 1に掲げるもの及び (1)定率助成 粗放的農地利用整備</p>	<p>100分の50以内 (別記2に掲げる場合)にあっては、100分の55以内)</p>				